

答 申 情 第 2 9 号

平成 2 5 年 4 月 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 市 川 正 人  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

次の 1 2 件の特優賃事業に係る公文書の不存在による非公開決定についての異議  
申立てに対する決定

- (1) 平成 2 4 年 3 月 1 3 日付け都住政第 1 3 7 3 号による諮問 (諮問情第 3 7 号)
- (2) 平成 2 4 年 3 月 1 3 日付け都住政第 1 3 7 4 号による諮問 (諮問情第 3 8 号)
- (3) 平成 2 4 年 4 月 9 日付け都住政第 2 号による諮問 (諮問情第 3 9 号)
- (4) 平成 2 4 年 4 月 9 日付け都住政第 3 号による諮問 (諮問情第 4 0 号)
- (5) 平成 2 4 年 4 月 9 日付け都住政第 4 号による諮問 (諮問情第 4 1 号)
- (6) 平成 2 4 年 8 月 1 0 日付け都住政第 3 6 6 号による諮問 (諮問情第 4 7 号)
- (7) 平成 2 4 年 9 月 2 7 日付け都住政第 4 8 4 号による諮問 (諮問情第 4 8 号)
- (8) 平成 2 4 年 9 月 2 7 日付け都住政第 4 8 8 号による諮問 (諮問情第 5 0 号)
- (9) 平成 2 4 年 9 月 2 7 日付け都住政第 4 9 0 号による諮問 (諮問情第 5 1 号)
- (10) 平成 2 4 年 9 月 2 7 日付け都住政第 4 9 2 号による諮問 (諮問情第 5 2 号)
- (11) 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日付け都住政第 6 2 7 号による諮問 (諮問情第 5 5 号)
- (12) 平成 2 5 年 1 月 1 1 日付け都住政第 8 1 4 号による諮問 (諮問情第 5 6 号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表1に示す12件の請求(以下「本件請求」という。)は、実施機関が行った特定の特定優良賃貸住宅(以下「特優賃」という。)に対する特優賃の供給計画の認定、利子補給対象事業認定等に関する公文書公開請求であり、調査、審議すべき事項が共通するため、当審査会においては、本件請求に係る異議申立てについて併合して審議を行った。

なお、本件請求は2つの特定の特優賃に関するものであるため、本答申においては、それらを「特定団地A」及び「特定団地B」と呼称する。

3 異議申立ての経過

本件12件の異議申立ての経過は、別表1のとおりである。

4 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 本件各請求の内容は、整理すると次のとおりである。(整理番号は、別表1記載のもの)

(1) 特優賃の供給計画の認定に関する文書

ア 特定団地Aの戻り住戸の特優賃の認定に係る記載のある文書(整理番号4。以下「公文書1」という。)

イ 住宅金融公庫に提出した特定団地Aの特優賃に係る認定書のうち戻り住戸分の文書(整理番号6。以下「公文書2」という。)

ウ 特定団地Bの供給計画の戸数についての変更認定申請書及び変更認定書(整理番号11。以下「公文書3」という。)

エ 特定団地A及びBの戻り住戸について行われた特優賃認定に準ずる認定行為に関する文書(整理番号5及び整理番号12。以下「公文書4」という。)

(2) 特優賃利子補給対象事業認定に関する文書

ア 特定団地Aの戻り住戸について特優賃とみなし特優賃利子補給対象事業と取り扱う趣旨が記載された文書(整理番号3。以下「公文書5」という。)

イ 特定団地A及びBの全住戸(特定団地Bにあつてはオーナー住戸を除く。以下同じ。)分の特優賃利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書(整理番号9及び10。以下「公文書6」という。)

ウ 特定団地A及びBの戻り住戸分の特優賃利子補給対象事業認定申請書及び同認定通

知書（整理番号1及び8。以下「公文書7」という。）

エ 特定団地Aの戻り住戸の利子補給に係る対象事業の認定申請が記載された文書、同認定が記載された文書、あるいは別の規定に基づき認定申請に相当する内容（代替）が記載された文書、同認定に相当する内容（代替）が記載された文書（整理番号2。以下「公文書8」という。）

(3) 利子補給の決定に関する文書

ア 住宅金融公庫に提出した特定団地Aの利子補給決定通知書のうち戻り住戸分の文書（整理番号6。以下「公文書9」という。）

イ 特定団地A及びBの戻り住戸への利子補給に係る支出負担行為が記載された文書（整理番号7。以下「公文書10」という。）

ウ 特定団地A及びBの戻り住戸への利子補給の公益性を担保する文書（整理番号7及び12。以下「公文書11」という。）

6 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 特優賃に対しては、建設に要する費用の補助、家賃の減額に要する費用補助等の公的助成措置を講じることがあるため、当該特優賃の供給が一定の基準に従って行われることを公的主体が審査する必要があるため、実施機関は、当該特優賃の供給を行おうとする者に対し、供給についての主要な事項の計画（以下「供給計画」という。）を作成させ、供給計画について認定を行うこととしている。

実施機関は、特定団地A及びBについて、それぞれ戻り住戸を除く12戸及び19戸について供給計画の認定申請を受け、申請どおり12戸及び19戸に対し特優賃としての認定を行ったものであるため、戻り住戸に対する特優賃の認定に係る文書は作成していない。

なお、戻り住戸は、本件団地の建設に伴い、建設地に従前に居住していた者が居住するために準備されたものであり、当該住戸を含めて利子補給の対象とすることが、特優賃の供給の促進に資することから、京都市特定優良賃貸住宅補助金等補助要領（以下「要領」という。）第23条第1項に規定する「対象となる特定優良賃貸住宅の建設に要する費用」の中に、認定外住戸の建設に要する費用も含めて、利子補給を行ったものである。

(2) 供給計画については、特優賃を建設し管理する間に、事情の変化により、認定を受けた供給計画（以下「認定計画」という。）を変更せざるを得ないことが生じることもあり、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「特優賃法」という。）第5条では、このような場合における認定計画の変更手続を定めている。

一方で、あらゆる変更について、改めて認定を受けなければならないとすることは、事務が煩雑になるだけでなく、特優賃の供給を促進するという特優賃法の本来の目的を阻害する要因にもなりかねないことから、特優賃法施行規則第17条では、一定の軽微な変更

については、改めて認定を受ける必要はないとして、その軽微な変更の範囲を定めている。

特定団地Bについては、事業者の変更について認定計画変更認定申請書が、建設の事業実施時期「着手及び完了予定年月日」の変更について軽微な変更届が、その他の届出として事業者の住所変更届が、それぞれ提出されているが、特優賃の戸数の変更は一切なされておらず、異議申立人が主張するような認定外住戸を特優賃とみなす扱いをした事実もないことから、もとより供給計画変更認定申請を行う必要はなく、当該申請書を取得していない。

また、供給計画変更認定通知書は、変更認定申請を受けて作成するものであるから、申請がない以上、当該通知書を作成していない。

- (3) また、そもそも供給計画の認定には、異議申立人の主張する「特優賃みなし」や「特優賃認定に準ずる認定」という概念や規定がないことから、これらの概念や規定を前提とした特優賃の認定に係る文書についても作成していない。

- (4) 実施機関では、特優賃の供給を促進するための補助事業として、特優賃の建設に要する費用の融資に対する利子補給を設けている。

利子補給については、要領において、その対象を住宅金融公庫（現住宅金融支援機構。以下「公庫」という。）融資の元金債務残高と規定し、認定事業者（特優賃建設事業主）は、利子補給対象事業認定申請書を実施機関に提出し、実施機関は当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、利子補給対象事業認定通知書により認定事業者に通知すると定めている。

特定団地Aに係る利子補給については、利子補給対象事業認定申請書及び利子補給対象事業認定通知書のいずれにおいても、対象戸数は戻り住戸4戸を除く12戸とされている。同様に特定団地Bに係る利子補給についても、利子補給対象事業認定申請書及び利子補給対象事業認定通知書のいずれにおいても、対象戸数は戻り住戸3戸を除く19戸とされている。

しかしながら、いずれの団地についても、戻り住戸を含む全住戸が公庫融資の対象とされている。

異議申立人は、公庫が事業承認通知書で京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に提出を指示した特定団地Aの全16戸分の利子補給決定通知書及び特優賃に係る認定書がなければ、公庫は16戸分の融資を行うことはないと主張しているものと思われる。公庫融資は公庫が独自に判断するものであるが、特定団地A及びBが、袋路再生事業の取組であること、既に借家人がいたことなどを考慮し、公庫が、特優賃を建設することを推進するため、戻り住戸部分の建設費も含め融資の対象に加えたものと推測される。

実施機関は、公庫融資が行われた場合に、その通常融資分の債務残高に対し利子補給を行うこととしているとともに、国は地方公共団体に対し、必要に応じて、特優賃の建設費負担軽減のため利子補給措置が適切に行われるよう配慮することを求めている。実施機関としても、両団地については戻り住戸を含めて利子補給を行うことが、特優賃の供給の促進という特優賃法の趣旨に沿うものと考え、利子補給を行ったものである。

したがって、認定事業者に対し、改めて対象戸数を全住戸とした、又は対象住戸を戻り

住戸とした利子補給対象事業認定申請書の提出を求めておらず、申請がなされていない以上、利子補給対象事業認定通知書も作成していない。

- (5) 異議申立人は、戻り住戸のみを対象に利子補給することを決定した公文書を実施機関が作成しているはずであり、当該公文書を作成しなければ、地方自治法第232条の2、第232条の3、第232条の4及び第232条の5の規定に反するものであると主張しているが、実施機関は、戻り住戸を含めて利子補給することを決定しており、戻り住戸のみを対象とした利子補給の交付決定書は作成していない。

戻り住戸を含めた利子補給の交付決定については、異議申立人から平成24年7月3日付けで「特定団地A一棟全16戸（認定住戸12戸・認定外戻り住戸4戸）に関する京都市特定優良賃貸住宅利子補給金の支出を決定した文書」の公文書公開請求を受け、他の団地の部分を請求対象外としたうえで、申請者の自宅住所、電話番号、印影、償還内容及び返済計画並びに取扱金融機関の印影について非公開とする、公文書一部公開決定を行っている。特定団地Bに係る戻り住戸を含めた利子補給の交付決定については、異議申立人からこれまで公文書公開請求を受けていないが、公文書としては、上記の公文書と同様のものとなる。

## 7 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の本件処分に関する主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 特定団地Aの戻り住戸4戸に供給計画の変更認定がないことについては、異論がない。

特定団地Bの戻り住戸に支出された利子補給金に係る地方自治法第232条の2の規定に基づく補助の公益性を担保するのが、変更認定申請書及び変更認定書であり、保有していない理由は根拠がない。特定団地Bは変更認定申請書及び変更認定書の存在なくして利子補給の対象である戻り住戸3戸と利子補給の対象外のオーナー自宅2戸との区分が不可能である。

万が一、公文書が不存在であるとするならば、戻り住戸の補助金の支出に補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）並びに地方自治法の支出の規定に係る違法性が問われる事柄である。

- (2) 建築主には資金がなく、特優賃では入居対象を中堅所得者とし世帯構成を親族に限定しているのに、戻り住戸には高齢の元同僚の女性2名を1戸に住ませるという事情があり、実施機関がこれらを考慮して、公庫融資を80%まで受けられるよう配慮がなされた。このような経緯により、認定外住戸は特優賃の基準（55㎡以上）を満たさないのに、利子補給金が支給されている。何らかの形で特優賃認定に準ずる認定行為が行われたのであろうかと推測する。

京都市特定優良賃貸住宅補助金等補助要綱に、この要綱に定めるものの他、この要綱の実施に必要な事項は、住宅企画課長が定めるとされており、何らかの特優賃認定に準ずる

認定行為が行われたことは明確である。

- (3) 特優賃法第5条は軽微な変更を省令第17条により、当初の認定計画の5分の1未満の戸数の変更を、計画の変更認定から除く規定を設けた。これこそが「特優賃みなし」の規定である。特優賃法第5条の供給計画の変更（省令で定める軽微な変更を除く）認定の規定を解釈で準用を試みた「扱い」が「特優賃認定に準ずる認定」であろう。

特定団地Bについては、軽微な変更「みなし」による特優賃住宅であると認識をしてきたが、利子補給という補助の支出があることから特優賃「扱い」である可能性がより高いと考えるに至った。補助金適正化法及び地方自治法第232条の2の補助の公益性の規定にあって、特優賃法第17条の「国及び地方公共団体は建設資金の確保又はその融通のあせんに努めるものとする」に基づく実施機関の温情配慮が、戻り住戸に行われた特優賃「扱い」であったことが推測される。

特定団地Aについては、戸数5分の1以上の変更であり、本来計画変更の認定を受けなければならないところ、特優賃法第5条の規定を解釈で準用を試みた扱いであると推認するが合理的であろう。

- (4) 実施機関は、不存在の理由を「特優賃認定に準ずる認定」という概念や規定がないこととする。しかしながら、概念や規定の枠内で解決できない事情が両団地にはあった。

入居者の資格のない従前借家人を入居させた特優賃変更認定を受けた戻り住戸に利子補給を行うことは、地方自治法第232の4第2項の規定と補助金適正化法第3条第2項が規定する「支出負担行為・補助は法律の定めに従う」に反するために利子補給決定が違法行為となる。そこで、従前借家人の借家権を保護し、特優賃法第17条の規定に基づき「地方公共団体京都市が特優賃住宅の建設のために必要な資金の確保に努めるべく」当時の実施機関が温情配慮として概念規定の枠外の「特優賃扱い」を行った。

- (5) 不存在による非公開決定処分を受けた請求文書の名称は知り得ていないが、変更認定申請書の様式と変更認定書の様式の「変更」の文字を「追加」に置き換え、根拠法を記載しない様式ではないかと推測する。

- (6) 特定団地Aについて、公庫が、公社に通知した事業承認通知書の別紙承認条件で、「利子補給決定通知書」、「特優賃に係る認定書」を設計審査合格時まで提出するよう求め、条件の充足のない場合は事業承認は無効になると通知している。

特定団地Aの事業承認が行われたことは、融資予約通知書で、ファミリー賃貸住宅16戸（戻り住戸4戸を含む）に対する融資の条件が、「特優賃」「利子補給」とされることで明確である。

公庫融資の借入申込書は共同住宅12戸、利子補給加算12戸とされ、事業承認通知書では、融資種別をファミリー賃貸住宅とし、融資予約の住宅16戸としたうえ、特優賃住宅に関する認定書と利子補給決定通知書の提出を求めている。

融資予約通知書により融資の承認が行われたことから、戻り住戸4戸について、利子補給決定通知書と特優賃の認定書の存在が推認される。戻り住戸にも公庫融資が実行されて

いる以上、これらの書類があるはずである。

- (7) 特定団地Aの特優賃としての公庫融資と利子補給対象の実態としての戸数は16戸である。これこそが「特優賃みなし扱い」ではないか。

実施機関は、認定12戸と認定外4戸の計16戸について公庫が特優賃融資を行い、かつ実施機関が利子補給金を支給している事実を認めている。

実施機関は、融資は公庫の判断で、利子補給は国の求めによらし、公庫と国に責任を転嫁しているが、公庫は、特優賃の認定書と利子補給決定書の写しを融資の事業承認条件として、事業承認通知書に明記して公社に求めており、また、公庫は、設計審査の合格と事業承認案件の履行を確認して後に、融資予約通知書により通知するので、特優賃・利子補給を条件とする公庫融資を公庫が独自に判断するものではない。

- (8) 実施機関は、両団地ともに戻り住戸を含まず利子補給対象事業認定を行ったとし、両団地ともに戻り住戸を含む利子補給決定（これは「支出に関する制度」の契約に類する「支出負担行為」としての利子補給対象事業認定のことではないか）を行ったとする。

異議申立人が推測するに、先行の認定戸数分の利子補給対象事業認定に、後から追加申請があった「特優賃扱い」戻り住戸分の利子補給対象事業認定申請の戻り戸数分を加算した戸数を加算した戸数分の利子補給事業対象事業認定ということであろう。

特定団地Bは、貸店舗1戸と募集対象外住戸5戸（うち認定事業者自宅2戸、戻り3戸）及び特優賃19戸であり、戻り住戸3戸に対するないしは戻り住戸を含む22戸に対する利子補給対象事業認定申請書、同認定通知書の存在なくして戻り住戸3戸に対する利子補給支出の範囲が及ぶことの特定が不可能である。

特定団地Aは、当該公文書の存在なくしては利子補給支出の範囲が戻り4戸に特定されず、基準不適合の特定住戸を含む4戸に支出されるべきか、特定住戸を除く3戸に支出されるべきかが不明であろう。

利子補給を受けるときは、利子補給対象事業認定申請書を提出し、市長は同認定通知書により申請者に通知しなければならないので、（認定外4戸に利子補給金が支給されていることから）これらの書類を不存在とする根拠はない。利子補給対象事業認定申請書、同認定通知書は、利子補給金の支出負担行為文書であり、不存在の理由は地方自治法232条の3に反し不合理である。

- (9) 利子補給決定通知書は、支出負担行為の文書に該当する。特優賃の認定書は、支出負担行為の公益性（地方自治法第232条の2）を担保する文書に該当する。

したがって、当該公文書を作成していないのは、地方自治法第232条の2、第232条の3、第232条の4及び第232条の5の地方自治体の支出に係る規定に反する。

利子補給事業認定申請書及び同認定通知書は、利子補給金の支出負担行為文書であり、不存在の理由は地方自治法第232条の3に反し、不合理である。

## 8 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書は、いずれも特優賃である特定団地A及びBに係る文書である。  
実施機関の説明によると、両団地ともに、特優賃の供給計画の認定は、戻り住戸を含まない特優賃対象住戸のみで行われ、利子補給対象事業の認定も、同様に戻り住戸を含まない特優賃対象住戸のみを対象として行われているが、実際の利子補給の決定は戻り住戸を含む全住戸を対象として行っている。

(2) 異議申立人は、利子補給は特優賃の建設に当たっての補助であるから、戻り住戸に利子補給がなされている以上、戻り住戸について何らかの形の供給計画の認定（公文書1及び公文書2）、供給計画の変更認定（公文書3）、認定行為に準ずる認定（「追加認定」等）（公文書4）が行われているはずであり、また、戻り住戸を利子補給対象事業と取り扱う趣旨が記載された文書（公文書5）、戻り住戸又は全住戸を対象とする利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書又はそれらに代替する書類（公文書6、公文書7及び公文書8）があるはずであるとする。

さらに、戻り住戸に公庫の融資が行われているので、公庫の指示に基づき、戻り住戸に係る特優賃の認定書（公文書2）及び利子補給決定通知書（公文書9）を提出しているはずであると主張する。

次に、戻り住戸への利子補給に係る支出負担行為が記載された文書（公文書10）を請求しているが、この支出負担行為に係る文書については、整理番号6に係る意見書では利子補給決定通知書がこれに当たるとしているが、整理番号8及び整理番号10に係る異議申立書では利子補給対象事業認定申請書及び同通知書であると述べている。

また、利子補給の公益性を担保する文書（公文書11）を請求し、これについては、整理番号6に係る意見書で特優賃の（供給計画の）認定書であるとしている。

(3) 当審査会は、異議申立人が提起した特定団地Aに係る「戻り住戸が特優賃認定住戸と共に特優賃住宅とみなされた根拠となる規定が記載された文書」及び「供給計画の変更認定申請書及び変更認定書」の不存在による非公開決定処分に係る異議申立て事案について、平成23年12月7日付答申第14号において、次のように判断している。

実施機関の主張によると、事業主から京都市に対し、特優賃対象住戸を12戸から16戸とする供給計画の変更は行われていないとのことであった。

また、当審査会において、事業主が提出した特優賃供給計画認定申請書や特優賃利子補給対象事業認定申請書等を確認したところ、いずれの文書においても特優賃対象戸数は12戸とされていた。

異議申立人の主張は、「特優賃みなし扱い」という制度があるとする異議申立人独自の解釈に基づく推論によるものであり、供給計画の変更が行われていないとする実施機関の主張には特に不合理な点はないものと認められる。

なお、認定外住戸（戻り住戸）を含めて利子補給の対象となっているが、それによって当該認定外住戸が特優賃みなし扱いになるものではない。



(4) 当審査会は、上記の判断に変更を加える点はないと考える。

したがって、戻り住戸に係る特優賃の認定、供給計画の変更認定及び特優賃認定に準ずる認定に係る公文書（公文書1～4、11）や戻り住戸を特優賃とみなす趣旨が記載された文書（公文書5）を作成又は取得していないとの実施機関の説明には不合理な点は認められない。これは、「追加認定」や「特優賃扱い」と言葉を言い換えても同様である。

また、利子補給金対象事業認定書は、特優賃の認定住戸を対象としており、戻り住戸を含む全住戸を対象とするものや、戻り住戸を対象とするものは、それに「相当する内容（代替）」も含め（公文書6～8）、作成又は取得していないとの実施機関の説明には不合理な点は認められない。

(5) 本件各異議申立てにおける異議申立人の主張については、以下のとおり判断する。

利子補給対象事業認定申請書及び同通知書には、特優賃認定を行った対象戸数が記載されているが、利子補給決定通知書には、認定外の戻り住戸を含んだ戸数に係る利子補給の額が記載されており、通常の事務処理とは異なる。異議申立人は、この点をとらえて、本件各異議申立てに係る公文書が存在するはずであると主張しているものである。

これに対し、実施機関は、公庫融資は公庫が独自に判断するものであるが、袋路再生事業の取組であること、既に借家人がいたことなどを考慮し、公庫が特優賃の建設の促進のため、戻り住戸も含め融資の対象に加えたものと推測され、実施機関としては、公庫の通常融資分の債務残高に対し利子補給を行うこととしているとともに、戻り住戸も含め利子補給を行うことが特優賃法の趣旨に沿うものと考え、利子補給を行ったと説明している。

当審査会が収集した資料によれば、袋路再生事業の手法の一つとして、袋路に面する複数の敷地を一つの敷地に集約し、土地・建物の所有者と借主が協力して、複数の建物を一つの建物（共同住宅）に建て替える「共同建て替え」があり、特定団地A及びBは、この「共同建て替え」に当たって特優賃制度を利用することとしたものである。よって、この「共同建て替え」を推進するという政策的な判断もあって、実施機関が戻り住戸も含めて利子補給金の交付対象としたことがうかがわれる。

政策的判断により特優賃の供給促進の観点から戻り住戸も含めて利子補給を行っていること、また公庫融資が戻り住戸も含んでなされていることも踏まえた決定であるということからも、実施機関が行った利子補給の決定は特段不合理な決定とはいえず、この決定に当たって、「変更」なり、「みなし特優賃」なりという手続行為が行われていないとしても、そのような実施機関の取扱いは考えられることである。

したがって、特優賃の供給計画の認定に関する文書及び特優賃利子補給対象事業認定に関する文書は、特優賃認定の対象戸数のもの以外にはないとする実施機関の主張は、特に不合理なものとは認められない。

なお、当審査会は、戻り住戸も含めて利子補給の対象とする判断が記載された公文書がないか実施機関に尋ね、特定団地Aに利子補給金を交付した初年度である平成11年度の利子補給金の交付決定に係る決定書を検分したが、当該決定書には特に記載がなく、他に戻り住戸を含めて利子補給金の対象とすることを記載した公文書も見当たらなかった。

(6) 戻り住戸を対象とする利子補給金交付決定通知書（公文書9）については、実施機関は

戻り住戸を含めた全住戸を対象として利子補給の決定を行っており、請求に係る公文書は作成していないと主張している。上記のとおり、当審査会は特定団地Aに係る平成11年度の利子補給金の交付決定に係る決定書を検分したが、実施機関の主張のとおり、戻り住戸を含めた決定となっており、戻り住戸のみを対象とする決定書は作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断する。

また、戻り住戸への利子補給に係る支出負担行為が記載された文書（公文書10）も、異議申立人が求めているのは、利子補給対象事業認定申請書及び同通知書か、又は利子補給決定通知書であるから、前者については戻り住戸に係るものは存在せず、後者については戻り住戸を含む全住戸に係るものしか存在しない。

(7) 異議申立人は、戻り住戸に公庫融資がされているから、戻り住戸の特優賃に係る認定書及び利子補給決定通知書が、公庫に提出されているはずであると主張するが、上記(5)及び(6)で述べたとおり、実施機関は特優賃の認定戸数での供給計画の認定通知書及び戻り住戸を含む戸数での利子補給決定通知書を発行したものと認められる。公庫がこれらの書類をどのように取り扱ったのかは明らかではないが、実施機関の主張のとおり、それは公庫が判断すべき事項であり、異議申立人の主張する文書（公文書2及び公文書9）が存在しなくても不合理であるとは言えない。

(8) なお、当審査会は、条例に基づく公開決定等に係る異議申立てについて、実施機関の諮問に基づき、調査・審議を行う機関であり、本件各異議申立てに即して言えば、対象公文書が存在していないとする実施機関の説明が合理的であるか、その説明が不合理であり請求に係る公文書が存在するはずであるかを判断する場である。

したがって、当審査会は、実施機関の支出の在り方が他の法令に違反するかどうかを審議する場ではないので、この点に対する異議申立人の主張は、本件各異議申立てで争うべき事項ではなく、当審査会では検討を行わない。

(9) 異議申立人は、これら以外にも、様々な主張を行っているが、それらの主張は、いずれも本件請求に係る公文書の存否とは直接関係ないものであり、請求に係る公文書が存在しないとする当審査会の判断を左右するものではない。

(10) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (参 考)

##### 1 審議の経過

別表2のとおり

##### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）

別表1

整理番号	諮問番号		
1	情第37号	請求日	平成23年12月22日
		請求内容	特定団地Aの認定外住戸（戻り住戸）4戸の①特優賃利子補給対象事業認定申請書 ②特優賃利子補給対象事業認定通知書
		処分日	平成24年1月5日
		処分理由	①の請求に係る公文書を取得していないため。 ②の請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成24年2月17日
2	情第38号	請求日	平成24年1月10日
		請求内容	特定団地Aの認定外住戸（戻り住戸）4戸に対する違法性のない補助金の支出として、京都市特優賃供給促進制度実施要綱第9条第2項及び京都市特優賃補助金等交付要領第24条・第25条に基づく第23条の利子補給に係る ①対象事業の認定申請が記載された公文書 ②対象事業の認定が記載された公文書 ③あるいは別に規定がある場合は、別の規定に基づき上記の①に相当する内容（代替）の記載がなされた公文書 ④あるいは別に規定がある場合は、別の規定に基づき上記の②に相当する内容（代替）の記載がなされた公文書
		処分日	平成24年1月16日
		処分理由	①の請求に係る公文書を取得していないため。 ②の請求に係る公文書を作成していないため。 ③の請求に係る公文書を取得していないため。 ④の請求に係る公文書を作成していないため。
異議申立日	平成24年2月17日		
3	情第39号	請求日	平成24年1月24日
		請求内容	特定団地Aの認定外住戸（戻り住戸）4戸に対して特優賃住宅としての一定の要件を満たすことを条件に特優賃住宅とみなし京都市特優賃利子補給対象事業と扱う趣旨が記載された文書
		処分日	平成24年2月2日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
異議申立日	平成24年3月16日		
4	情第40号	請求日	平成24年2月1日
		請求内容	特定団地A1棟全16戸（供給計画認定住戸12戸と認定外戻り住戸4戸）のうち認定外戻り住戸4戸の特優賃の認定に係る記載のある文書
		処分日	平成24年2月9日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
異議申立日	平成24年3月16日		

整理番号	諮問番号		
5	情第41号	請求日	平成24年2月13日
		請求内容	特定団地A1棟全16戸（認定住戸12戸・認定外戻り住戸4戸）の認定外戻り住戸4戸に行われた特優賃認定以外の何らかの形の特優賃認定に準ずる認定行為に関する文書
		処分日	平成24年2月21日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成24年3月16日
6	情第47号	請求日	平成24年6月11日
		請求内容	特定団地A1棟全16戸（計画認定12戸・認定外戻り住戸4戸）のうち戻り住戸4戸について、平成10年10月22日付けで住宅供給公社に宛てて住宅金融公庫が特定団地Aの建設資金借入申込に対して通知した事業承認通知書の別紙事業承認条件で1、基本の条件「(5) 利子補給決定通知書・(7) 特優賃に係る認定書」他の提出を設計審査合格時まで（平成11年1月11日）と期限を定めて指示を行い、条件の充足のない場合は事業承認は無効となると通知する。この住宅金融公庫の指示に応じて住宅供給公社が事業承認条件の履行充足のために提出した特定団地A1棟全16戸分の「(5) 利子補給決定通知書・(7) 特優賃に係る認定書」のうち認定外戻り住戸4戸分の文書
		処分日	平成24年6月22日
		処分理由	請求に係る公文書を作成していないため。
		異議申立日	平成24年7月30日
7	情第48号	請求日	平成24年8月21日
		請求内容	特優賃の戻り住戸に支出された利子補給について、①特定団地Aの戻り住戸4戸分 ②特定団地Bの戻り住戸3戸分 ①②それぞれに特優賃利子補給金の支出が既に行われている。 ア) ①②それぞれに行われた利子補給に係る地方自治法第232条の3に規定される支出負担行為が記載された文書 イ) ①に行われた利子補給金について、地方自治法第232条の2に規定される公益性が担保されることが記載された文書
		処分日	平成24年9月4日
		処分理由	特定団地Aについては戻り住戸を含む16戸分、特定団地Bについても戻り住戸を含む22戸分に対し、利子補給することが決定されている。したがって、戻り住戸のみを対象に利子補給することの決定は行っておらず、ア) の請求に係る公文書を取得又は作成していないため。イ) の請求に係る公文書についても作成していないため。
		異議申立日	平成24年9月10日

整理番号	諮問番号		
8	情第50号	請求日	平成24年7月5日
		請求内容	特定団地B（当初の供給計画認定19戸）の従前借家人用戻り住戸分の特優賃利子補給対象事業認定申請書，同認定通知書
		処分日	平成24年7月17日
		処分理由	請求に係る公文書を取得又は作成していないため。
		異議申立日	平成24年9月12日
9	情第51号	請求日	平成24年7月24日
		請求内容	特定団地A1棟全16戸（特優賃認定12戸・認定外戻り住戸4戸）について，16戸分の①特優賃利子補給対象事業認定申請書 ②同認定通知書
		処分日	平成24年8月7日
		処分理由	当該団地については，特優賃利子補給対象事業の対象戸数として12戸について認定申請があり，12戸について認定を行っている。したがって，16戸については認定申請がなされたこともなく，また認定通知も行っておらず，請求に係る公文書を取得又は作成していないため。
異議申立日	平成24年9月12日		
10	情第52号	請求日	平成24年8月15日
		請求内容	特定団地B22戸分の特優賃利子補給対象事業認定申請書，同認定通知書
		処分日	平成24年8月29日
		処分理由	当該団地については，特優賃利子補給対象事業の対象戸数として19戸について認定申請があり，19戸について認定を行っている。したがって，22戸については認定申請がなされたこともなく，また認定通知も行っておらず，請求に係る公文書を取得又は作成していないため。
異議申立日	平成24年9月12日		
11	情第55号	請求日	平成24年10月17日
		請求内容	特定団地Bの京都市特優賃供給促進制度実施要綱第4条第2項の規定による供給計画の戸数についての変更認定申請書及び変更認定書
		処分日	平成24年11月1日
		処分理由	特定団地Bの供給計画について，戸数の変更が生じていないことから，当該事項に係る変更の認定申請が提出されておらず，請求に係る公文書を作成又は取得していないため。
異議申立日	平成24年11月2日		

整理番号	諮問番号		
12	情第56号	請求日	平成24年12月17日
		請求内容	特定団地Bの認定外戻り住戸3戸の①特優賃の認定に準ずる認定行為に関する文書 ②特優賃利子補給の公益性を担保する文書
		処分日	平成24年12月28日
		処分理由	①「特優賃の認定に準ずる認定」という概念や規定がないことから、請求に係る公文書を作成していないため。 ②特定団地Bについては戻り住戸を含む22戸分に対し、利子補給することが決定されている。したがって、請求に係る公文書は作成していないため。
		異議申立日	平成25年1月4日

別表2

	整理番号	年月日等
諮 問	1	平成24年3月13日
	2	平成24年3月13日
	3	平成24年4月9日
	4	平成24年4月9日
	5	平成24年4月9日
	6	平成24年8月10日
	7	平成24年9月27日
	8	平成24年9月27日
	9	平成24年9月27日
	10	平成24年9月27日
	11	平成24年11月12日
	12	平成25年1月11日
理由説明書	1, 2	平24年4月10日
	3, 4, 5	平成24年5月7日
	6	平成24年9月7日
	7	平成24年10月26日
	8, 9, 10	平成24年10月26日
	11	平成24年12月6日
	12	平成25年1月18日
意 見 書	1, 2	平成24年5月21日
	3, 4, 5	平成24年6月8日
	6	平成24年9月27日
	7, 8, 9, 10	平成24年11月26日
	11	平成25年1月4日
	12	平成25年2月18日
実施機関の職員の理由説明	1～11	平成24年12月25日(平成24年度第8回会議)
	12	審査会が必要ないと認めたため実施しなかった
異議申立人の口頭意見陳述	1～12	平成25年1月28日(平成24年度第9回会議)
審 議	1～12	平成25年2月28日(平成24年度第10回会議)
		平成25年4月4日(平成25年度第1回会議)